

内閣参質一七七第一九九号

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員熊谷大君提出内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷大君提出内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する質問
に対する答弁書

一及び二について

お尋ねは、政党の代表者の選出という政党内の手続に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。なお、内閣総理大臣は、憲法第六十七条の規定により、国会議員の中から国会の議決で、これを指名することとされている。

